

市第229号議案 横浜市国民健康保険条例の一部改正

1 改正内容

中間所得者層の保険料負担緩和を図るため、保険料賦課限度額を引き上げる国民健康保険法施行令の改正が1月29日に公布されました。この改正を受けて横浜市国民健康保険条例においても「同額とするため」に条例改正を実施します。

【保険料の賦課限度額】

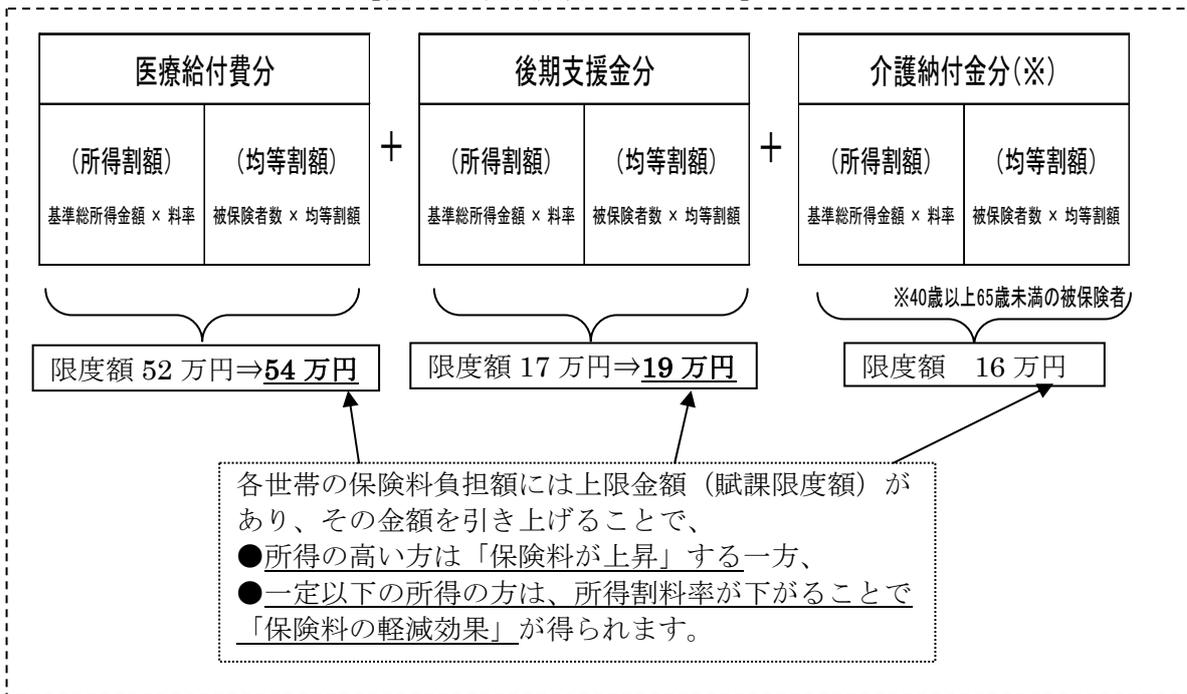
	医療給付費分	後期支援金分	介護納付金分
27年度	52万円	17万円	16万円
28年度	54万円	19万円	16万円
引上額	2万円	2万円	0万円

※保険料の賦課限度額は政令の範囲内で条例で定めることとされています。

2 国民健康保険料の仕組み

国民健康保険料は、医療費に応じて負担する「医療給付費分」、後期高齢者医療へ拠出する額に応じて負担する「後期支援金分」、介護保険に納付する40歳以上65歳未満の方の介護保険納付金の額に応じて負担する「介護納付金分」について、それぞれ〈所得割額〉と〈均等割額〉を合算して算定します。

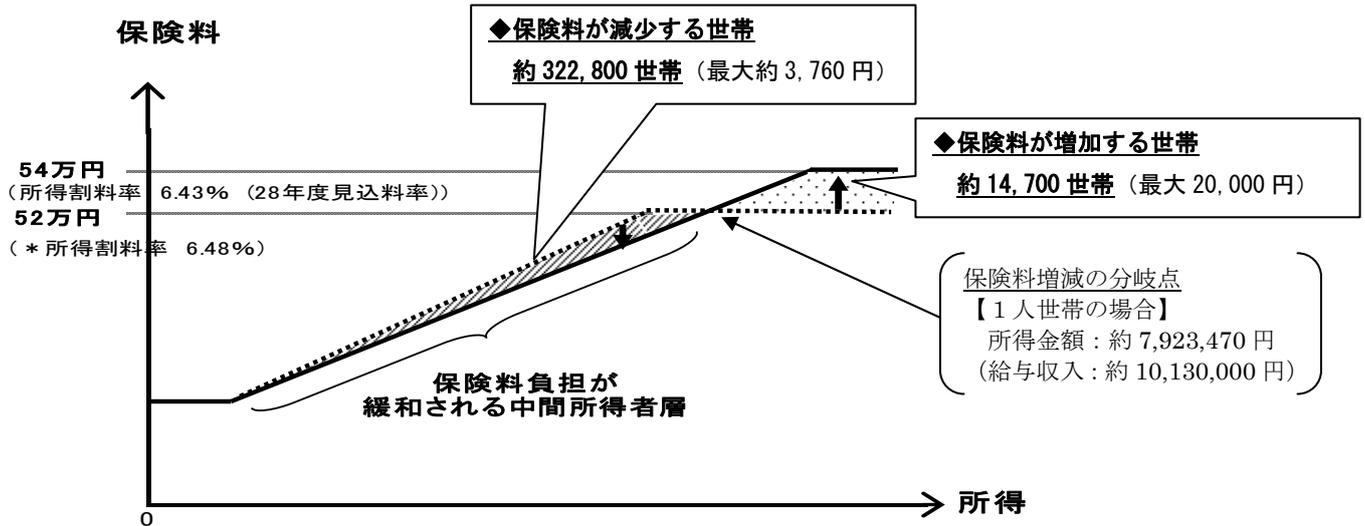
【国民健康保険料のイメージ】



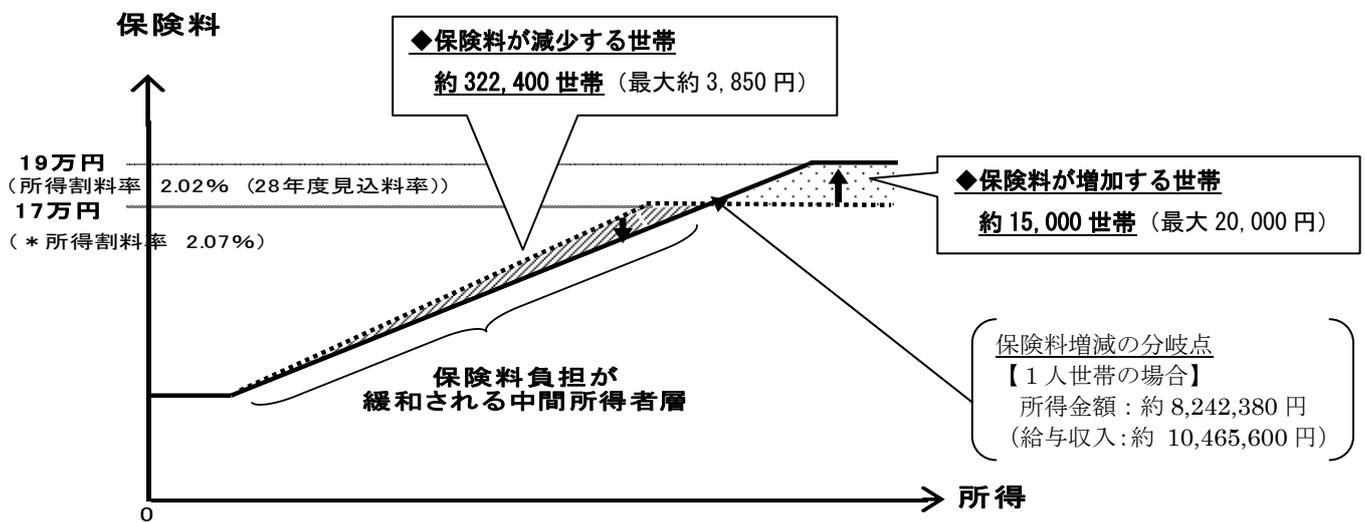
3 賦課限度額の引き上げの効果

賦課限度額を引き上げることにより、所得の高い方は「保険料が上昇」する一方、一定以下の所得の方は、所得割料率が下がることで「保険料の軽減効果」が得られます。

(1) 医療給付費分保険料 (イメージ)



(2) 後期支援金分保険料 (イメージ)



「*所得割料率」は、賦課限度額を据え置いた場合の見込料率

4 賦課限度額の推移

本市では、従来より、政令で定める賦課限度額の改正に合わせ、本市条例に定める「賦課限度額の改正」も行ってきました。

単位：万円

年 度	医療分	支援分	介護分	合計
平成 21 年度	47 (47)	12 (12)	10 (10)	69 (69)
平成 22 年度	50 (50)	13 (13)	10 (10)	73 (73)
平成 23 年度	51 (51)	14 (14)	12 (12)	77 (77)
平成 24 年度	51 (51)	14 (14)	12 (12)	77 (77)
平成 25 年度	51 (51)	14 (14)	12 (12)	77 (77)
平成 26 年度	51 (51)	16 (16)	14 (14)	81 (81)
平成 27 年度	52 (52)	17 (17)	16 (16)	85 (85)
平成 28 年度	<u>54</u> (54)	<u>19</u> (19)	<u>16</u> (16)	<u>89</u> (89)

() 内は政令で定める限度額

5 条例の施行予定日

平成 28 年 4 月 1 日